

# 大多喜町太陽光発電設備の設置等に関する条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、大多喜町太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和7年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

## (設置規制区域)

第3条 条例第7条第1項の規定により設置規制区域として指定する区域は、別表第1に掲げる区域とする。

## (事前協議の手続)

第4条 条例第8条第1項に規定する事前協議を行おうとする事業者は、太陽光発電設備設置事業事前協議書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の事前協議書には、別表第2に規定する書類を添付するものとする。ただし、町長が認めるときは、これらの書類又は当該書類に明示すべき事項の一部を省略することができる。
- 3 条例第8条第2項に規定する指導又は助言の内容は、関係法令等を遵守するほか、別表第3に掲げるものとする。
- 4 町長は、第1項の事前協議書及び太陽光発電事業説明会実施報告書（別記第5号様式）が提出されたときは、関係機関と協議して審査を行うものとし、審査が完了したときは、太陽光発電設備設置事業事前協議済通知書（別記第6号様式）により事業者に通知するものとする。

## (説明会の実施)

第5条 条例第9条第1項の規定による説明会の開催は、夜間、休日など地域住民等の参集の便を十分考慮して日時及び場所を決定し、開催を予定する日の2週間前までに地域住民等に通知しなければならない。

- 2 説明会は、次に掲げる書類を書面にて参加者に配付しなければならない。

- (1) 次第、日時、概要等を記載した書類
- (2) 位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
- (3) 平面図又は土地利用計画図（地番記載のもので縮尺 500 分の 1 以上）
- (4) 工事車両等進入経路図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
- (5) 排水計画図及び断面図（縮尺 500 分の 1 以上）
- (6) 太陽光パネル等仕様書
- (7) 架台断面図及び構造図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域住民等と協議の上、必要とする書類

3 説明会は、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 前項の規定により配布した書類に関すること。
- (2) 太陽光発電設備の設置工事内容に関すること。
- (3) 防災、自然環境、生活環境及び景観保全の対策に関すること。
- (4) 設置後の保守点検及び維持管理の計画に関すること。
- (5) 災害等の非常時における対処に関すること。
- (6) 撤去及び処分の計画に関すること。

4 事業者は、説明会参加者からの質問又は意見（以下「質問等」という。）を聴くために質疑応答の機会を確保しなければならない。

5 事業者は、説明会に不参加の地域住民等に対し第2項の規定による書類を配付しなければならない。

6 事業者は、説明会開催後の質問等の提出先を定め、説明会参加者及び不参加の地域住民等からの質問等を、2週間以上の期間受け付けた上で当該質問等に対し書面をもって誠実に回答しなければならない。

7 事業者は、前項の規定による質問等の期間が経過したときは、当該日から起算して7日以内に、太陽光発電事業説明会実施報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 説明会で用いた書類
- (2) 説明会の実施状況が確認できる写真
- (3) 説明会に出席した者の名簿
- (4) 説明会の議事録
- (5) 説明会に参加できなかった地域住民等への説明会資料の配付

- (6) 説明会開催後の地域住民からの質問等及び事業者の回答書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの  
(同意)

第6条 条例第10条第1項に規定する同意を得られない理由は、次のとおりとする。

- (1) 土地又は建物の所有者の所在が明らかでないとき。
  - (2) 地域住民等が事業者の説明又は協議に応じないとき。
  - (3) 地域住民等から同意しない合理的な理由が示されないとき。
  - (4) 一筆の土地に複数の土地所有者がいる場合において、同意する土地所有者の持分割合の合計が過半数を超えているものの、残りの土地所有者から同意を得られないとき。
- 2 事業者は、条例第10条第1項各号に規定する者から同意を得るときは、個人にあっては署名なつ印により、法人等団体にあっては署名なつ印又は記名押印により同意を得なければならない。  
(事業実施許可)

第7条 条例第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、太陽光発電設備設置事業許可申請書(別記第7号様式)に次に掲げる事項が記載された書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 別表第2に掲げる書類
  - (2) 事業区域内における作業及び事故防止等に関する事項を総括する者の氏名、住所及び連絡先
  - (3) 太陽光発電施設設置工事の着手予定日及び完了予定日
  - (4) 損害賠償責任保険への加入に関する事項
  - (5) 地域住民等の同意書(別記第8号様式)又は不同意理由書(別記第9号様式)
  - (6) 行政区との協定書(協定を締結した場合に限る。)
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項
- 2 町長は、前項に規定する届出があったときは、申請の内容を審査し、適當と認めるときは、太陽光発電設備設置事業許可書(別記第10号様式)を事業者に交付するものとする。

(変更の許可等)

第8条 条例第13条第1項の規定による許可を受けようとする者は、太陽光発電設備設置事業変更許可申請書（別記第11号様式）に、前条第1項各号に規定する書類のうち当該変更に係る書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が認めるときは、これらの書類又は当該書類に明示すべき事項の一部を省略することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、適當と認めるとときは、太陽光発電設備設置事業変更許可書（別記第12号様式）を交付するものとする。

3 条例第13条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 事業者の氏名若しくは名称又は住所（太陽光発電設備設置事業を他者に譲渡する場合を除く。）の変更

(2) 現場管理者の氏名又は住所の変更

(3) 工事の着手予定日又は完了予定日の変更

4 条例第13条第2項の規定による届出は、太陽光発電事業軽微変更届出書（別記第13号様式）によるものとする。

(標識の設置)

第9条 条例第14条の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 太陽光発電事業の名称

(2) 事業区域の所在地及び面積

(3) 太陽光発電設備の合計出力

(4) 設置者、設計者、工事施工者及び保守点検責任者の氏名並びに住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）

(5) 工事の着手予定日及び完了予定日

(6) 標識の設置日

(工事完了の届出)

第10条 条例第15条第1項の規定による設置工事完了の届出は、太陽光発電設備設置工事完了届出書（別記第14号様式）により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による通知は、太陽光発電設備適合・不適合通知書（別記第15号様式）により行うものとする。

（廃止等の届出）

第11条 条例第16条第1項の規定による太陽光発電事業の中止又は廃止の届出は、太陽光発電事業中止・廃止届出書（別記第16号様式）により行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定により解体等を行う際は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、環境省が示す太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインその他の関係法令等に基づいて行わなければならない。この場合において、太陽光発電設備を撤去した場合は、その跡地について、適切な措置を講じなければならない。

3 条例第16条第2項の規定による解体等の完了の届出は、太陽光発電設備解体等完了届出書（別記第17号様式）により行うものとする。

（地位承継の届出）

第12条 条例第17条の規定による地位承継の届出は、太陽光発電事業地位承継届出書（別記第18号様式）により行うものとする。

（現況確認等の報告）

第13条 条例第18条の規定による現況確認並びに必要な措置及び安全対策の報告は、災害等対応報告書（別記第19号様式）によるものとする。

（身分証明書）

第14条 条例第20条第2項の身分を示す証明書は、立入調査に関する身分証明書（別記第20号様式）によるものとする。

（指導、助言及び勧告）

第15条 条例第21条第1項の指導又は助言は、指導・助言通知書（別記第21号様式）によるものとする。

2 条例第21条第2項の勧告は、勧告書（別記第22号様式）によるものとする。

3 条例第21条第3項の規定による指導、助言又は勧告に対する処理状況の報告は、処理状況報告書（別記第23号様式）によるものとする。

(命令)

第16条 条例第22条に規定する命令は、命令書(別記第24号様式)によるものとする。

(許可の取消し)

第17条 条例第23条の規定により許可を取り消すときは、太陽光発電設備設置事業許可取消通知書(別記第25号様式)により事業者に通知するものとする。

(公表等)

第18条 条例第24条第1項の公表は、大多喜町公式ホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

2 条例第24条第2項に規定する通知は、公表に関する通知書(別記第26号様式)によるものとし、事業者が公表に関して意見を述べる場合は、公表に関する意見書(別記第27号様式)によるものとする。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区域の名称等	関係法令等
1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)
2 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)
3 地すべり防止区域	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)
4 砂防指定地	砂防法(明治30年法律第29号)
5 河川区域及び河川保全区域	河川法(昭和39年法律第167号)
6 浸水想定区域	水防法(昭和24年法律第193号)
7 農業振興地域整備計画に定める農用地等として利用すべき土地の区域	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)
8 地域農業経営基盤強化促進計画の目標地図に定める区域	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)
9 地域森林計画の対象とする森林の区域及び保安林の区域	森林法(昭和26年法律第249号)
10 鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
11 国定公園の特別地域	自然公園法(昭和32年法律第161号)
12 県立自然公園の特別地域及び普通地域	千葉県立自然公園条例(昭和35年千葉県条例第15号)
13 国指定重要文化財、国登録有形文化財及び埋蔵文化財が所在する区域	文化財保護法(昭和25年法律第214号)
14 県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域	千葉県文化財保護条例(昭和30年千葉県条例第8号)
15 町指定有形文化財及び町指定史跡名勝天然記念物が所在する区域	大多喜町文化財の保護に関する条例(昭和53年条例第12号)

16 歴史的景観形成地区及び歴史的景観形成重点地区	大多喜町歴史的景観条例(平成11年条例第15号)
17 前各項に定めるもののほか、災害の防止並びに自然環境、生活環境及び景観の保全のため町長が特に配慮が必要と認める区域	

別表第2（第4条、第7条関係）

添付書類	備考
1 事業者を証明する書類	法人の場合は定款及び履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本
2 資金計画	(1) 太陽光発電設備の設置に係る資金計画 (2) 太陽光発電事業の保守点検を含む維持管理に要する費用 (3) 解体等の積立てに要する費用等、設置後20年間分の資金の流れを含む収支内訳書
3 事業区域の位置図	以下の項目について分かるもの (1) 方位及び縮尺(2,500分の1以上) (2) 事業区域の範囲 (3) 工事車両進入路
4 現況図及び現況縦横断図	縮尺500分の1以上
5 事業区域の公図の写し	事業区域及び隣接地の地番、地籍、所有者の住所氏名等（当該土地に建築物が存在する場合は、その所有者の住所氏名等を含む。）を記入するとともに、道水路を表示すること。
6 事業区域内の土地、建物の登記事項証明書の写し及び一覧表	建物の登記事項証明書は、事業区域内に建物がある場合に添付すること。
7 同意書を必要とする区域内の土地、建物の登記事項証明書の写し及び一覧表	建物の登記事項証明書は、事業区域内に建物がある場合に添付すること。

び一覧表	
8 事業区域及びその周辺の状況が分かる現況写真	事業区域の全景、各方面からのもの
9 土地利用計画図	地形、事業区域、道路名称、太陽光発電設備、排水施設、植栽及び柵等の計画を記入すること。縮尺 500 分の 1 以上
10 土地造成計画平面図及び断面図	樹木の伐採、切土、盛土その他土地の形質の変更を伴わない場合は、省略することができる。 縮尺 500 分の 1 以上
11 排水計画断面図	事業区域内の排水施設及び構造、放流先までの排水経路を記入すること（土地利用計画図に記入されている場合は不要） 縮尺 500 分の 1 以上
12 雨水排水計算書	事業面積が 5,000 平方メートル未満の場合は、省略することができる。
13 工作物設計図	平面図、立面図及び断面図、縮尺 100 分の 1 以上
14 太陽光パネル等仕様書	
15 架台断面図及び構造図	
16 太陽光発電施設における有害物質(鉛、カドミウム、セレン、ヒ素)の使用状況並びに使用している場合は、その物質の種類及びその量	
17 発電事業の設計、工事施工、工事管理、保守点検及び維持管理の予定業者の土木工事等に関する有資格者証の写し	
18 緊急連絡先一覧	災害時及び災害発生が予想される際に連絡が取れ、かつ対応ができる者を記載すること。

19 地域住民等の範囲を表記した図面	
20 土地所有者の確認書・承諾書（第2号様式）	
21 誓約書（第3号様式）	条例第12条関係
22 暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する確約書兼同意書（第4号様式）	条例第12条関係
23 委任状	事業者が代理人による届出を行う場合に添付すること。
24 その他町長が必要と認める書類	

別表第3（第4条関係）

区分	内 容
災害の発生の防止	<p>1 土地の形質の変更が、必要最小限度であること。</p> <p>2 太陽光発電設備の設置に伴う造成等を行う場合は、当該造成等が事業区域への進入路、排水設備等の設置のための必要最低限のものであること。</p> <p>3 太陽光発電設備の設置に伴う造成等を行う場合は、当該造成が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の技術的基準の例による基準に適合したものであること。</p> <p>4 現状の地盤面が斜度15度以上の角度をなしている区域（太陽光発電設備の設置に伴う造成等を行った後の地盤面の斜度にも準用する。）に太陽光発電設備を設置する場合は、土質試験等に基づく地盤の安定計算を行っていること。この場合において、地盤の安全を保つための措置を講ずる必要があると認められる場合には、当該措置が講じられていること。</p>

	<p>5 事業区域内の雨水その他地表水を排除することができるよう必要な排水設備が設置されていること。</p> <p>6 事業区域やその周辺への雨水流出を抑制し、生活環境への被害などの軽減を図る対策（調整池、地下浸透施設等の設置）を講じること。</p> <p>7 排水路、河川その他排水設備の放流先の設備の能力に応じて必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他設備が設置されていること。</p> <p>8 土砂・汚泥の流出を防止する対策（溝、土留め等の設置）を講じること。</p> <p>9 急傾斜地への設置は、災害防止の観点から避けること。</p> <p>10 太陽光発電施設の架台及び太陽光パネル並びにその他設備について、風雪等により損傷することがない強度及び性能を有するものを使用するとともに、構造等を含め十分な検証を行うこと。</p>
安全性の確保	<p>1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請する場合にあっては、当該認定を受けることが確実であると見込まれること。</p> <p>2 法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をしない場合にあっては、同条第4項各号のいずれにも適合したものであること。</p>
環境の保全	<p>1 事業区域内に育成する木竹を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水設備等の設置のための必要最低限のものであること。</p> <p>2 事業区域内の木竹の伐採を行ったときは、伐採した木竹及び除去した木竹の根等は、関係法令に従い処分すること。</p> <p>3 発電設備の設置の伴う土砂の流出等による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。</p> <p>4 工事の施工に使用する工事車両による排気ガスの排出の抑制並びに騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。</p> <p>5 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使</p>

	<p>用していること。</p> <p>6 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台は、周囲の景観に調和した色彩とし、低反射のものを使用していること。</p> <p>7 太陽光発電設備に係るパワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備は、周囲の景観に調和した色彩としていること。</p> <p>8 太陽光発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、振動、熱及び光の反射等に配慮し、保安距離の確保のため敷地境界から 1 メートル以上発電施設を後退させ、植栽、フェンス等の設置その他必要な措置が講じられていること。</p> <p>9 パワーコンディショナーの設置は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーから生ずる騒音、低周波音等を軽減するための措置が講じられていること。</p> <p>10 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、見通しの妨げにならないようにするとともに、生活で使用する自動車や防災上の観点から通行する車両に支障がないよう、境界から後退させるなどの措置を講じ、幅員 4 メートルを確保すること。</p> <p>11 周辺環境への影響を考慮し、農地又は住宅、学校若しくは病院に隣接している場合（以下「農地等」という。）には、除草剤、殺虫剤及びその他の薬品（以下「除草剤等」という。）は、使用しないこと。ただし、やむを得ず使用する場合は、それぞれの関係者と十分協議すること。</p> <p>12 隣接地が農地等以外の場合に、除草剤等を散布する場合は、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地域住民等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講ずること。</p> <p>13 野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。</p>
景観への配慮	<p>1 構造物の最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。</p>

	<p>2 太陽光パネルは、低反射の物を使用し、傾きの調整等、反射光への対策を講ずること。</p> <p>3 隣地境界の立木は極力残し、伐採する場合は隣接境界周辺に植栽を行う等、太陽光発電設備を外部から直接見えにくくすること。</p> <p>4 尾根の線上及び高台への発電施設の設置は、避けること。</p> <p>5 太陽光発電設備の形状、色彩等について周辺の景観と調和するよう配慮すること。</p> <p>6 太陽光発電設備が景観に与える影響を十分に検討するとともに、良好な景観の保全のための必要な措置が講じられていること。</p>
地域との協調	<p>1 地域住民等から地域の自然環境等に関する情報及び懸念事項等の情報を聴き取り、事業区域及びその周辺地域の実情に即した事業計画を作成するために必要な措置が講じられていること、また、地域住民等との協調を保つこと。</p> <p>2 説明会等を行うときは、地域住民等への事業計画の周知及び多くの地域住民等からの意見を聴取するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>3 太陽光発電事業の期間において、行政区及び地域住民等と当該事業に関する協議が継続的に実施できるために必要な措置が講じられていること。</p> <p>4 太陽光発電施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。</p>
その他	<p>1 事業敷地の境界くいは、確定したものを使用すること。</p> <p>2 太陽光発電施設等設計するに当たり各関係法令のほか資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)及び環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインを遵守すること。</p> <p>3 工事の際は、施工計画書等を作成し、建設機械の使用、車両の通行等に伴う砂、ほこり等の飛散、大気汚染、水質汚濁及び騒音、振動の防止について対策を講ずること。</p> <p>4 事故等が発生し、公衆に危害を及ぼした場合は、速やかにその原因を調査し、再発防止の措置を講ずること。</p>

